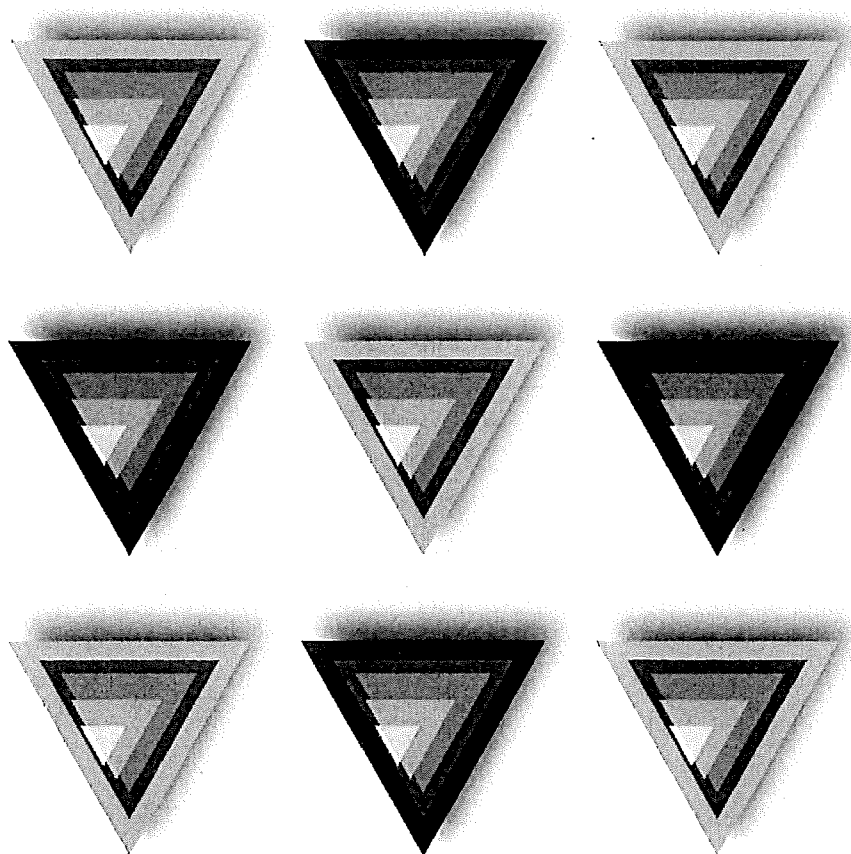


令和 6 年度

# 養護老人ホーム実態調査報告書



静岡県老人福祉施設協議会  
養護委員会

## 目次

### はじめに

1 市町の部の調査結果のまとめ	2
2 施設の部の調査結果のまとめ	4

### 集計結果

1 市町の部（養護老人ホーム入所待機者調査）	
① 令和5年度入所判定会開催回数	5
② 新規入所者数・入所待機者数	6
③ 被措置者数及び委託施設数	7
④ 入所理由・退所理由	8
⑤ 入所判定会メンバー・委員総数	9
⑥ 要介護度・手帳保持者等	9
⑦ 消費税対応・処遇改善支弁費等対応	10
⑧ 指定管理施設について	10
2 施設の部（養護老人ホーム実態調査）	
① 会員支部別経営形態	11
② 創設年	11
③ 現建物経過年	11
④ 入所定員と現員数	12
⑤ 居室について	13
⑥ 個室化等	13
⑦ 職員配置	13
⑧ 要介護度	14
⑨ 認知症自立度	14
⑩ 手帳保持	14
⑪ 費用徴収	14
⑫ 契約入所について	15
⑬ 給食について	15
⑭ 介護記録ソフト導入について	15
⑮ 経費率（経営状況）	15
○ 市町調査票	16
○ 会員施設調査票	19
○ 養護委員会会員施設位置図	24

### はじめに

この調査は、県内の養護老人ホームの現状を把握するとともに、今後の高齢者福祉の参考にすることを目的に実施しました。そのため、この調査結果については、養護老人ホームの実態を措置権者である市町と施設が共有し、養護老人ホームが地域社会におけるセーフティネットとしての役割を果たすための資料としてご活用いただければ幸いです。

調査に当たりましては、静岡県老人福祉施設協議会、養護委員会会員施設（20施設）全施設のご協力をいただき、また、県内市町のご担当者様にもご多忙のなかご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

## 1 市町の部の調査結果のまとめ

市町の部では、新規入所者数、入所待機者数など被措置者に関する調査のほか、入所判定会に関する調査とともに、支弁費に関しての消費税対応や処遇改善対応についての調査も行いました。

### (1) 入所判定会開催回数について

令和5年度の入所判定会開催回数の平均は、年2.3回となっています。令和4年度では2.4回でしたので、微減となります。多い市町では年6回開催されていますが、5市町では一度も開催されませんでした。

### (2) 新規入所者数・入所待機者数について

新規入所者は、22の市町にありました。新規入所者数の市町平均は、令和4年度の調査では5.91人でしたが今回の調査では5.63人と微減となります。入所待機者は、河津町、沼津市、富士宮市でそれぞれ1人ずつありましたが、その他の市町では0人でした。

### (3) 被措置者数・委託施設数について

令和6年4月1日現在、被措置者数が0の市町はありませんでしたが、市町ごとに高齢者人口（参考：令和6年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査 高齢化率の公表（令和6年5月30日））千人当たりの被措置者の割合（以下「措置率」という。）で見ると、措置率が高い市町で4.73%、低い市町で0.12%と、市町間で大きな差がありました。

また、静岡県全体の措置率は0.99%でした。「令和5年度養護老人ホーム被措置者数等調査結果（令和6年6月 公益社団法人全国老人福祉施設協議会）」による養護老人ホーム措置率の全国平均1.98%に比べ、0.99ポイント低い状況となっています。

### (4) 過去1年間（令和5年度中）の入所理由・退所理由について

入所理由では、虐待を除く家族関係によるものが22人17%と、家族等による虐待が15人11%で、家族間の理由の合計が28%を占め、令和4年度より9%増加しています。

退所理由では、死亡によるものが40%、特養や老健など高齢者福祉関係の施設への移行によるものが29%を占め、長期入院による措置切れによるものが続いています。

### (5) 入所判定会委員について

入所判定会は、単独で開催する市町と合同で開催する市町があり、委員総数は、4人から10人の範囲で組織されています。また、その委員には、保健所長、精神科医師、内科医師、養護老人ホーム施設長などが就任しています。

### (6) 要介護度・手帳保持者等について

被措置者の要介護度の状況は、被措置者全体の35.7%に当たる390人が認定されていて、要支援を除く平均介護度は、1.94となっています。また、要介護者（要支援者を含む。）の80%が要支援1から要介護2まで、20%が要介護3以上となってい

ます。

障害者手帳の保持状況は、被措置者全体の27.1%に当たる296人が保持しています。また、認知症を含み精神科通院者も283人と被措置者全体の26%を占めています。

(7) 消費税対応・処遇改善支弁費対応について

消費税率の引上げに伴う改定については、8%→10%が9割近くの市町で対応済み、5%→8%が8割近くの市町で対応済みとの結果になりました。

処遇改善(9000円)については、8割近くの市町で対応済、処遇改善(6000円)については、1割程度の市町が対応済みで、改定予定を含めても5割と対応が遅れている結果となりました。

生活費や事務費の増額については、1割程度が改定済みで、改定予定を含めても約4割から5割程度とこちらも改定が遅れている結果となりました。

(8) まとめ

養護老人ホームは、各市町にとっては高齢者の生活を守る最後の砦であり、地域における高齢者福祉のセーフティネットとして必要不可欠の施設です。また養護老人ホームには、戦後間もない頃から地域での生活が困難な高齢者を受け入れてその養護を実施してきた歴史がありますが、現在では、措置委託がない限りその運営が成り立たない福祉施設となっています。

そうしたなかで、地方分権と三位一体改革により権限と財源が市区町村へ移譲されたことで、措置による財政支出を懸念する市区町村が措置に消極的となり、福祉的支援を必要としている高齢の被措置者が少なくなる、いわゆる“措置控え”が起きているとの指摘もあります。また一方で、養護老人ホームへの入所措置に関しては、介護保険制度の施行以降、行政内部でも介護保険を中心とした組織体制を強化したことで措置制度を熟知している自治体職員が減り、地域包括支援センターが設けられてはいるものの支援を必要とする高齢者の発見やアセスメントといった調査機能が脆弱になっている自治体もあり、潜在的なニーズの把握が懸念されています。

こうしたことによる被措置者数の減少(措置率の低下)は、養護老人ホームの存続に関わる問題です。県内市町の担当部局の皆様には、養護老人ホームが置かれているこうした現状をご理解いただくとともに、養護老人ホームが持つセーフティネットとしての機能と存在意義をいま一度ご確認いただきたいと思います。そして、地域包括ケアシステムの中で地域での生活が困難な高齢者の潜在的なニーズを掘り起こし、支援を必要とする高齢者の生活の確保に養護老人ホームをご活用いただきたくお願い申し上げます。

## 2 施設の部の調査結果のまとめ

施設の部では、県内の会員養護老人ホーム施設の状況について調査を行いました。

### (1) 施設の概要について

令和6年度現在、県内の会員養護老人ホームの施設数は20ですが、この4年間に2施設が閉鎖となり、令和6年度中に閉鎖予定の施設も1施設あります。この20施設を経営形態別で見ると、公設公営が1施設、指定管理によるものが11施設、民設民営が8施設となっており、中部支部では6施設すべてが指定管理となっています。また、4割が民設の施設で、6割が公設の施設です。施設の創設年をみると、老人福祉法制定以前から、それぞれの施設が長い歴史の中で地域のセーフティネットの役割を担ってきたことが伺えます。その役割を支えている建物にあっては、半数の施設が築30年を経過しており、老朽化が進んでいます。

### (2) 入所者の状況について

令和6年4月1日現在の会員施設全体の定員は1214人で、入所現員数は900人、入所率は74.1%となっています。定員数の推移をみると、平成24年の1,508人からこの10年余りの間に294人(内50人は令和6年度会員施設減の為)少なくなっています。高齢者が増加する高齢社会では福祉課題を抱える高齢者も増えていくと思われそうですが、市町からの措置委託がない限り今後も養護老人ホームの定員は減少の方向に進むものと思われます。一方、入所者の39.5%(約4割)が要支援から要介護5までの認定を受けており、そのうち10.4%は要介護3以上です。要支援を除く平均介護度は、2.12となっています。認知症自立度をみると前年と同様に重度化が進んでおり、入所者が減少するなかにあっても、入所者に対するより一層の見守り支援とともに介護の必要性が増してきて、職員の増員や特定施設へ転換するなど、各施設では経営面での課題対応が求められます。

### (3) 契約入所について

契約入所については、民設民営施設の2施設が実施しています。また未実施の施設のうち、5施設が実施を検討しています。

### (4) 経営状況について

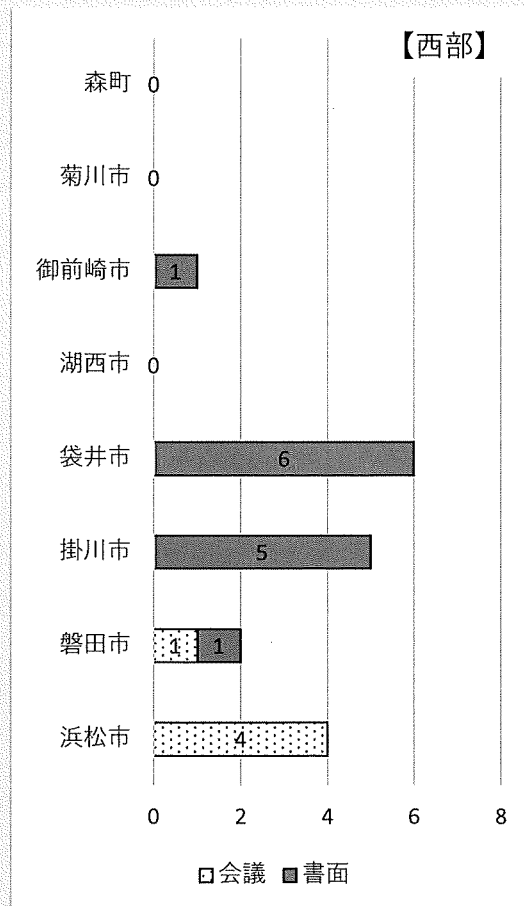
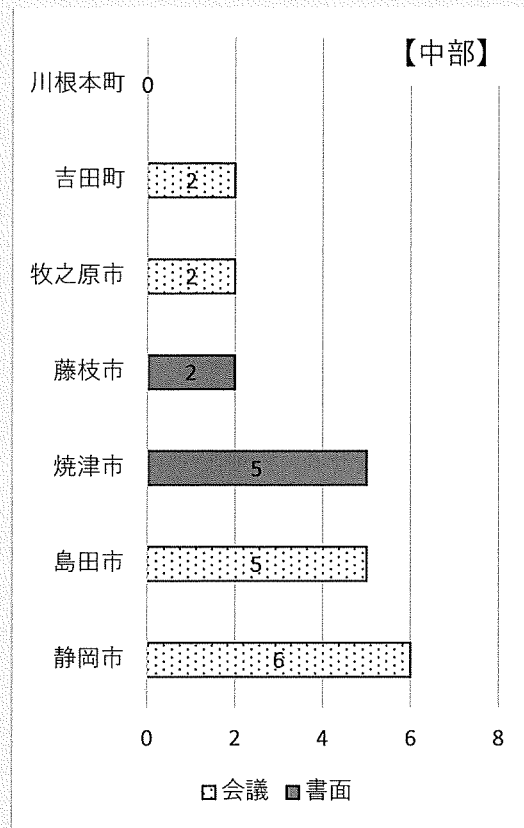
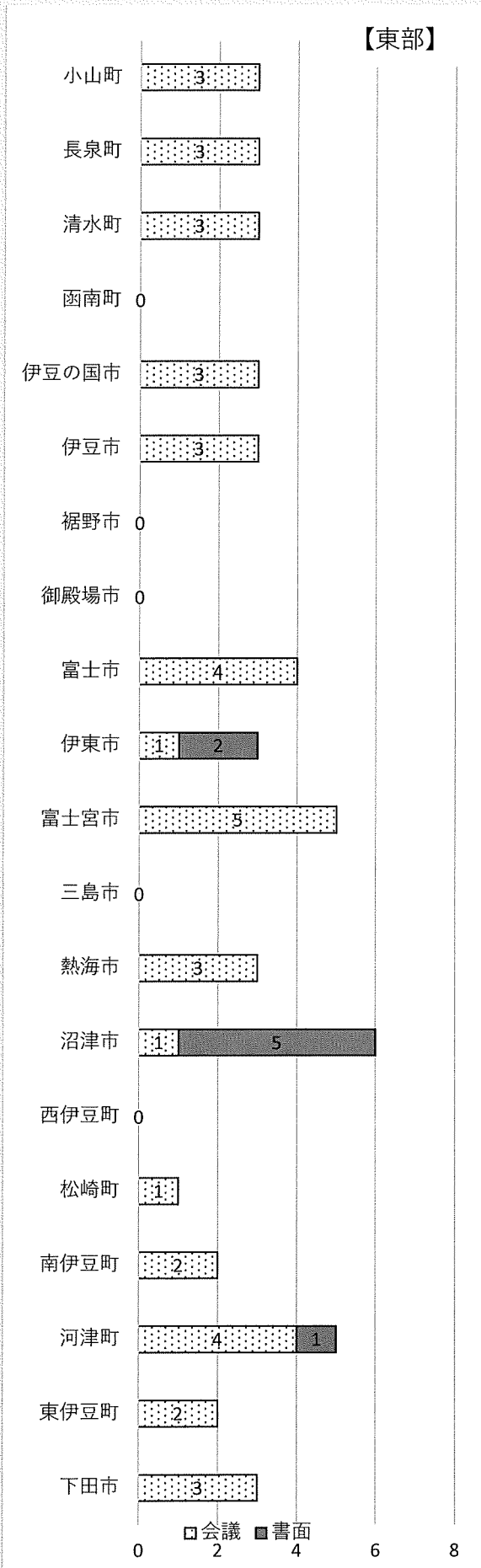
事務費助成制度については、定員割れによる実人員で行われるところもあり、市町によってその助成方法に違いがあります。ほとんどの施設が定員割れのなかで、最低賃金に連動して人件費率が上昇傾向にあり、厳しい経営状況にあります。さらに、電気料金や食材費などの物価高騰により、施設運営経費も大幅に増えており、措置費の基準単価の増額改定や、行政による財政支援策の必要性が高まっています。

### (5) まとめ

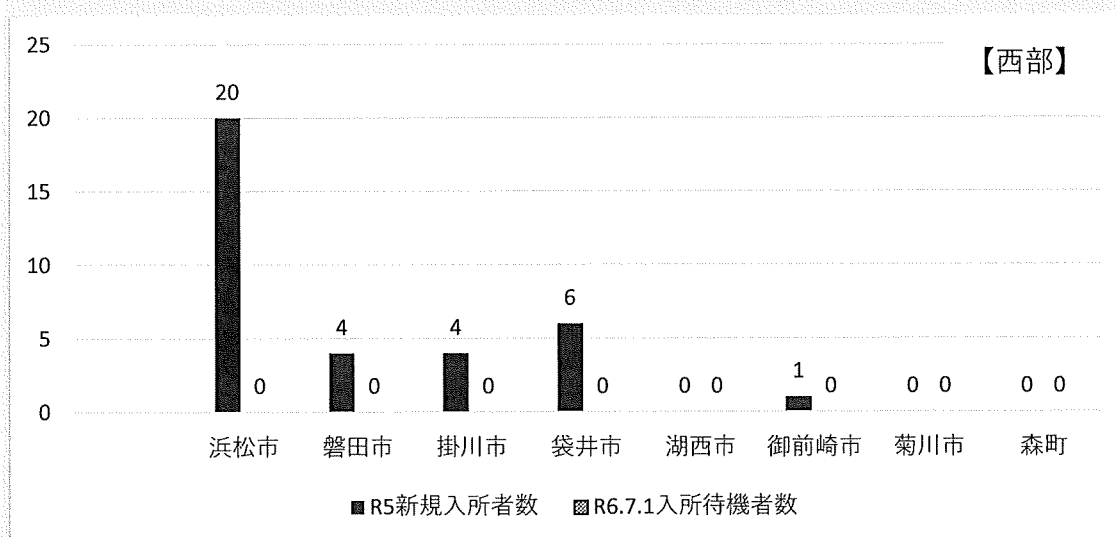
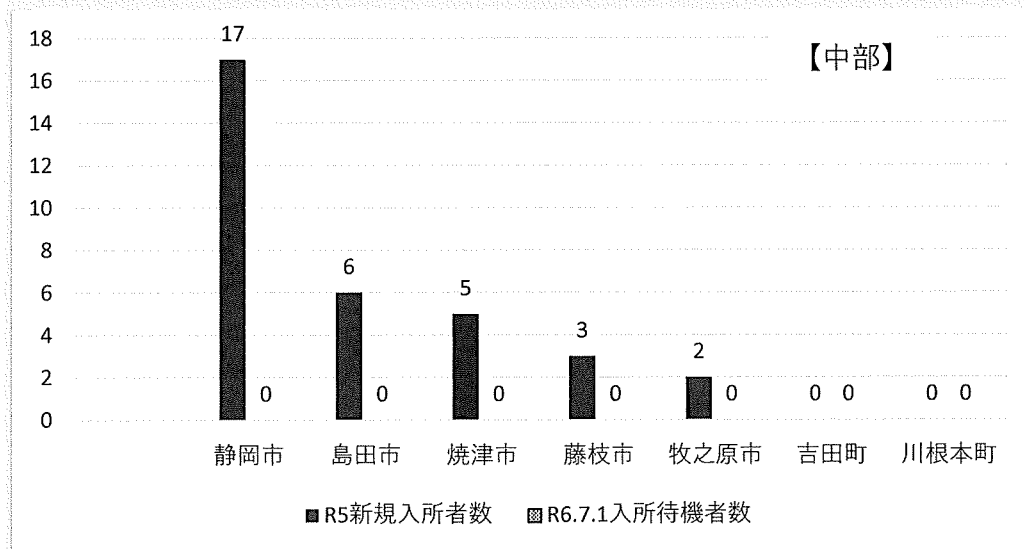
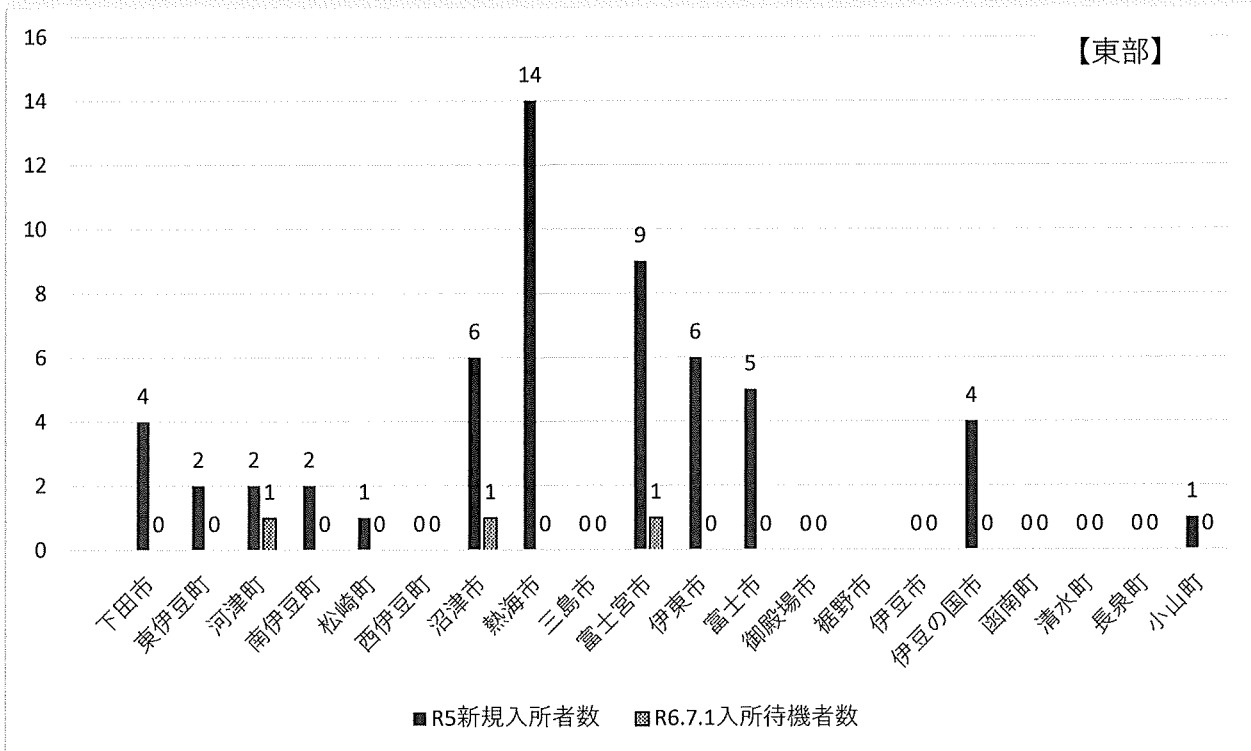
会員各施設とも入所率が低下しており、養護老人ホーム事業の運営維持に苦慮しています。なかには、この入所者の減少がそのまま法人経営にも大きな影響を与え、法人存続の危機となる施設もあります。一方で、常に満床という施設もあり、地域差はあるとしても一概に対象者が減少したとは思えません。潜在的对象者の掘り起こしをしていくために、地域包括ケアシステムのなかで、養護老人ホームが担えるセーフティネットの役割を市町や各関係機関とともに認識し、福祉課題のある高齢者を早期に把握し、支援を必要とする人の生活の場として養護老人ホームが十分に活用されることを期待します。

# 1 市町の部

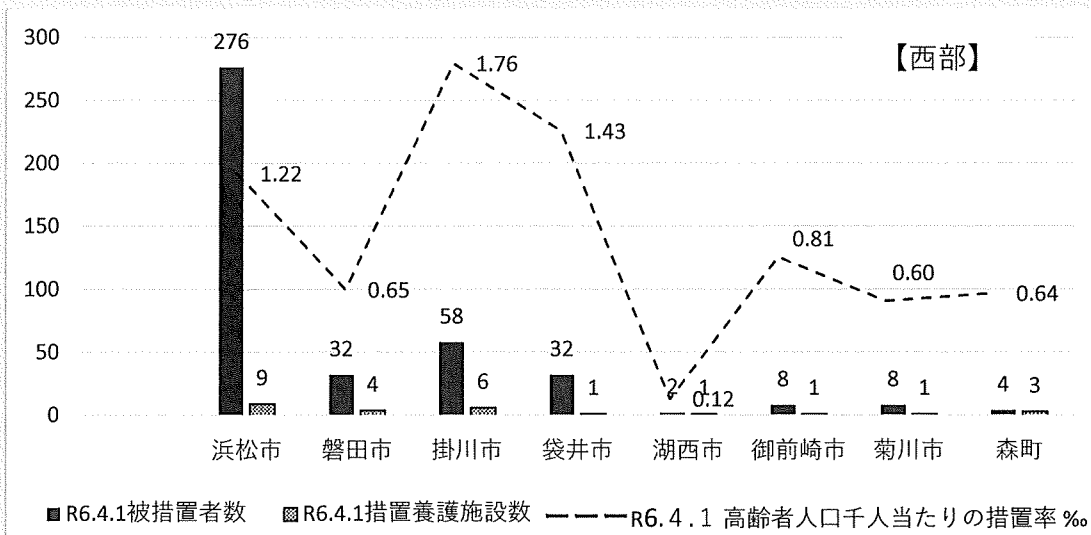
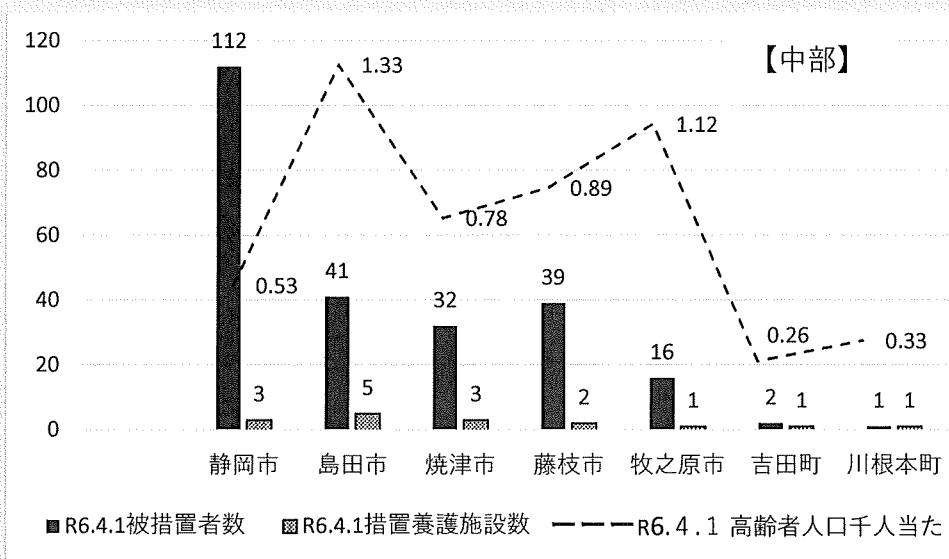
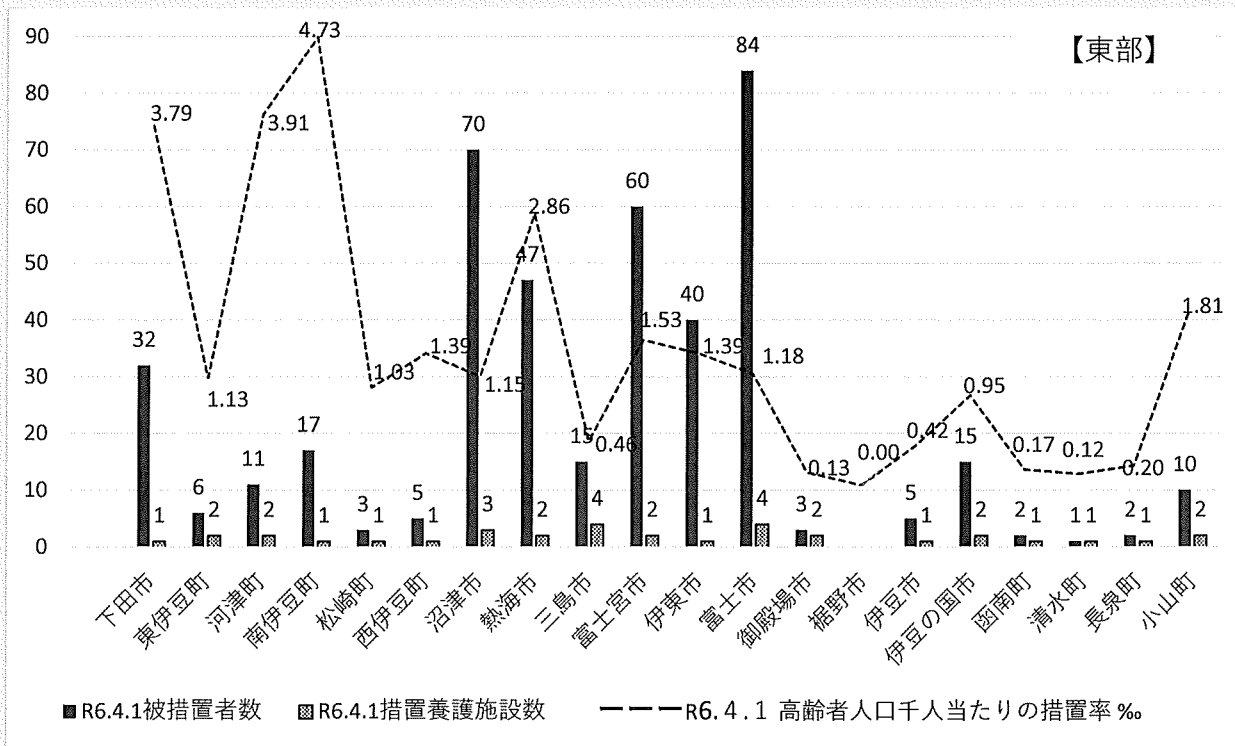
## ① 令和5年度入所判定会開催回数



② 新規入所者数・入所待機者数



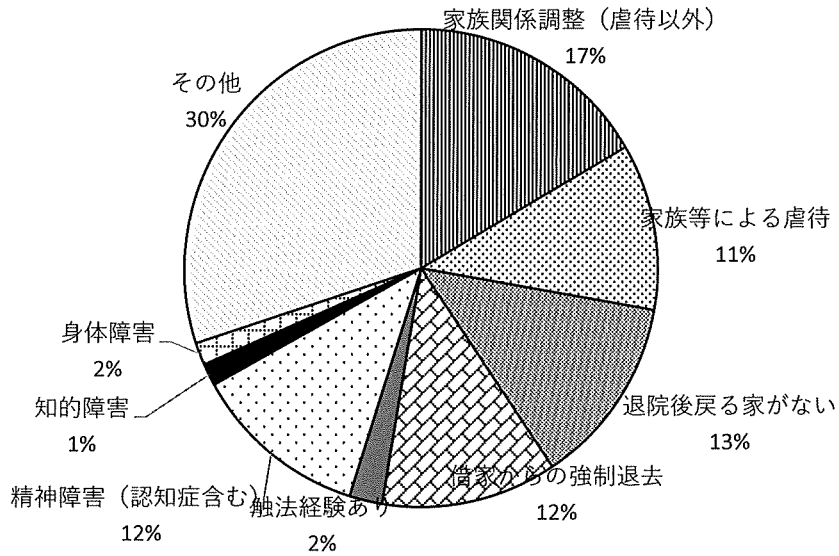
③ 被措置者数、措置率及び委託施設数（令和6年4月1日現在）



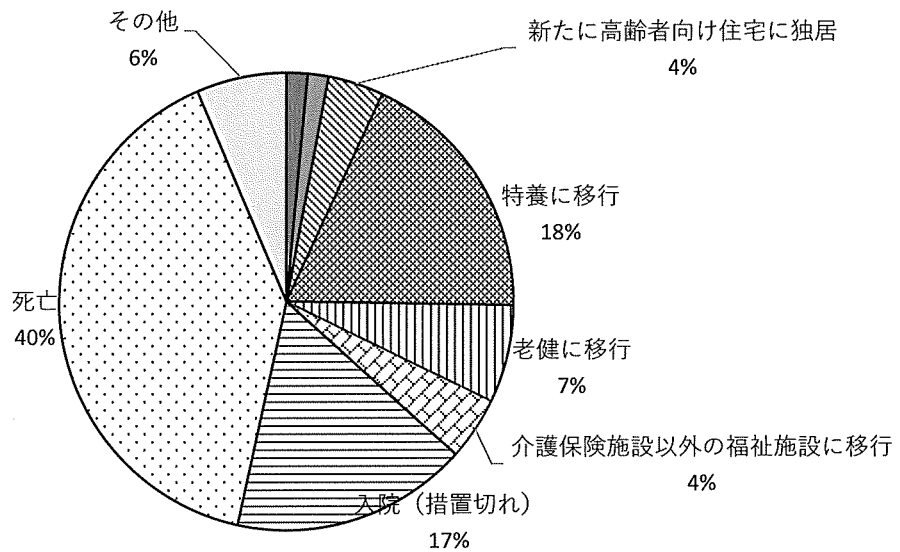


#### ④ 入所理由・退所理由

##### 入所理由



##### 退所理由

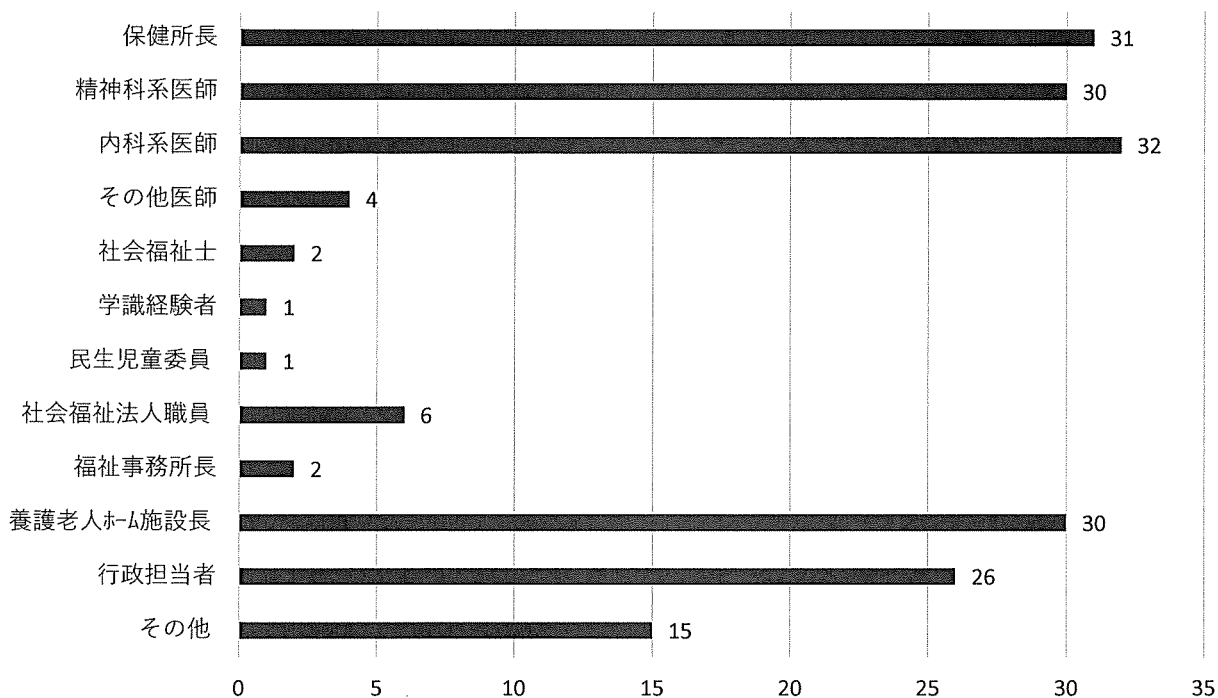


過去1年間の入所理由	人
家族関係調整（虐待以外）	22
家族等による虐待	15
退院後戻る家がない	17
借家からの強制退去	16
触法経験あり	3
精神障害（認知症含む）	16
知的障害	2
身体障害	2
その他	40

過去1年間の退所理由	人
元の住居で独居	0
元の住居で家族で同居	3
新たに一般賃貸住宅に独居	3
新たに高齢者向け住宅に独居	8
特養に移行	37
老健に移行	14
介護保険施設以外の福祉施設に移行	9
入院（措置切れ）	34
死亡	81
その他	13

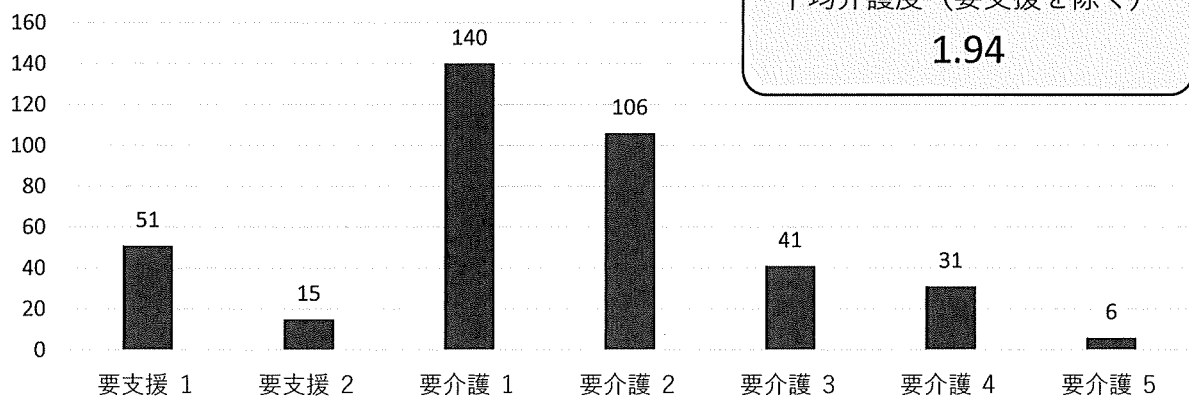
⑤ 入所判定会メンバー・委員総数

入所判定会メンバー

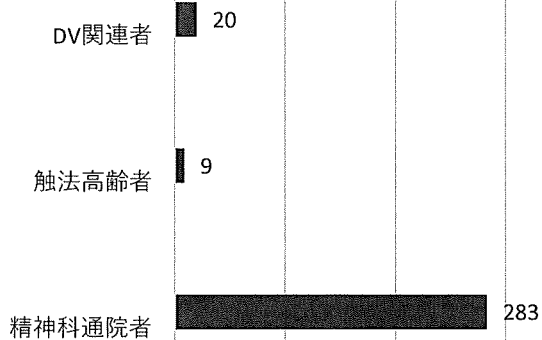
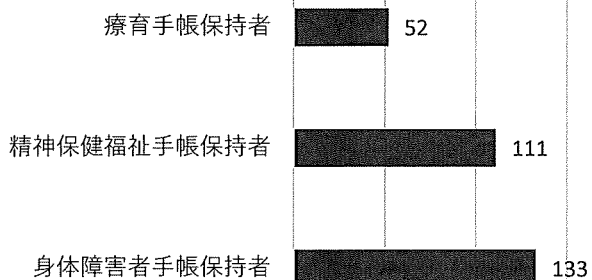


⑥ 要介護度・手帳保持者等

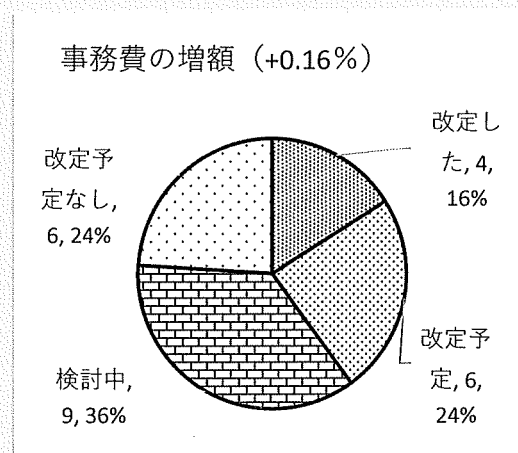
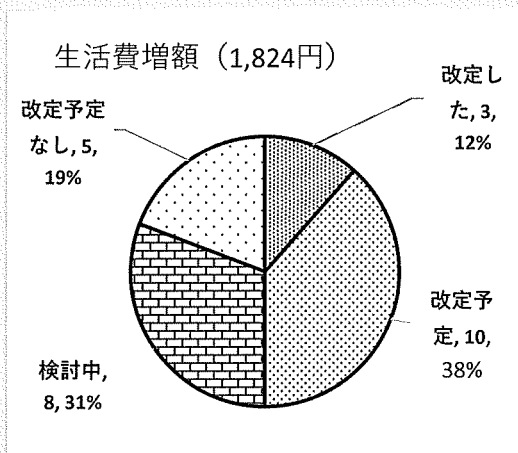
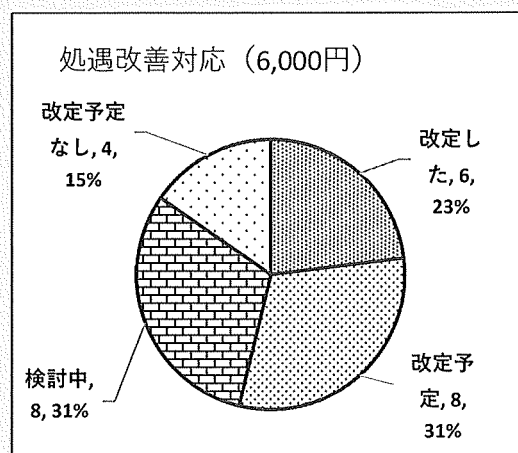
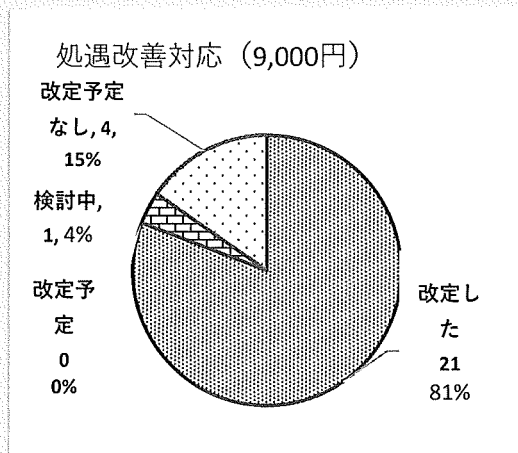
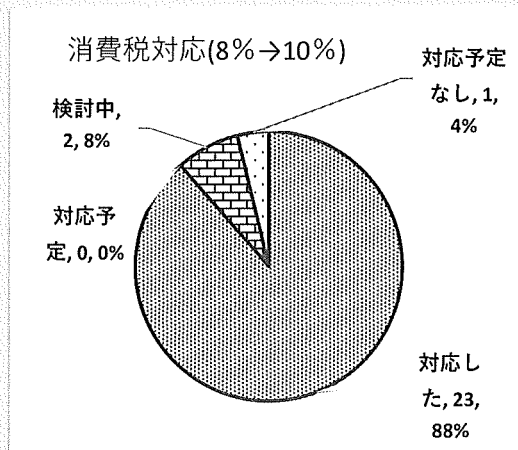
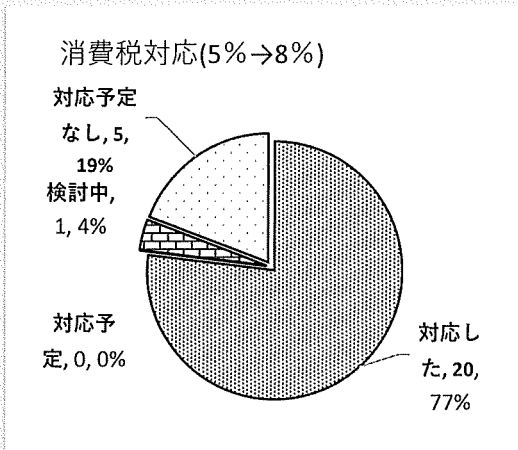
要介護度別入所者数



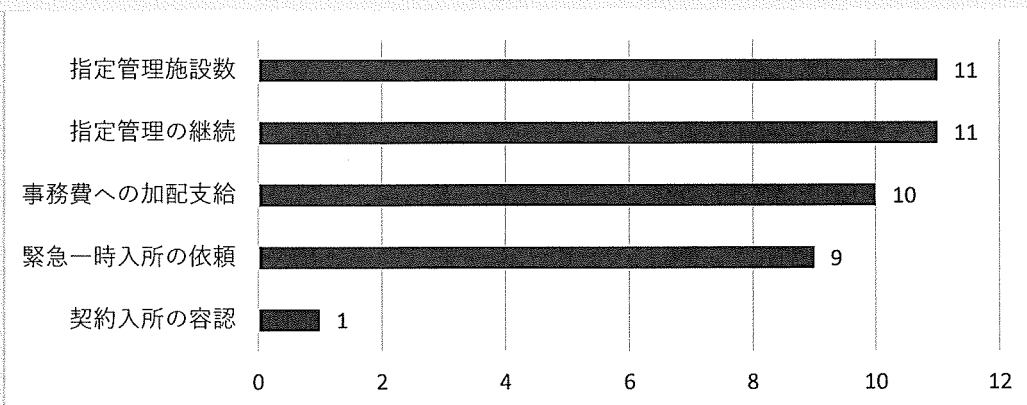
手帳保持者数



⑦ 消費税対応・処遇改善支弁費対応



⑧ 指定管理施設について



## 2 施設の部

### 1 会員支部別経営形態

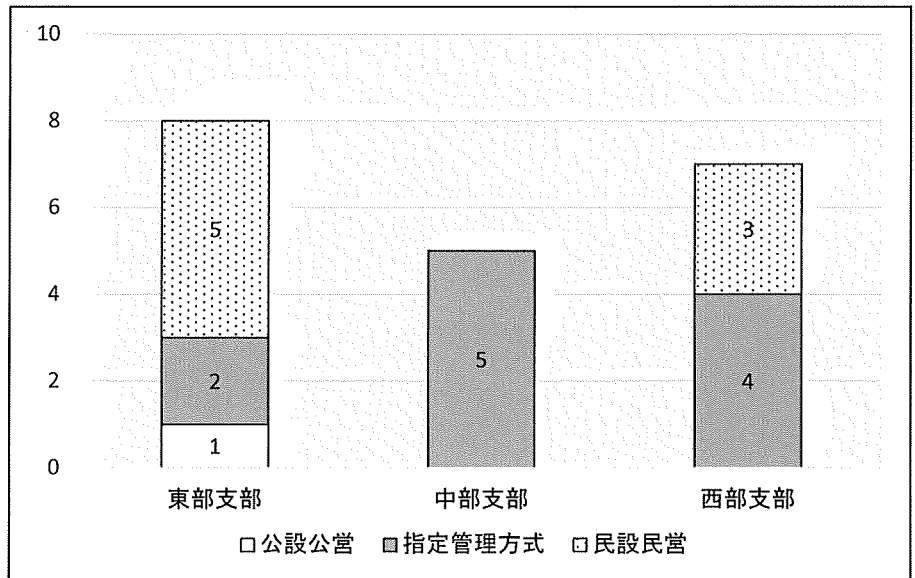
支部名	公設公営	指定管理方式	民設民営	計
東部支部	1	2	5	8
中部支部		5		5
西部支部		4	3	7
合計				20

#### 施設の概要1

支部別経営形態は、東部支部では公設公営が1施設、指定管理施設が2施設、民設民営施設が5施設となっています。

また、中部支部では、5施設すべてが指定管理の施設です。

西部支部では、指定管理施設が4施設、民設民営施設が3施設となっています。

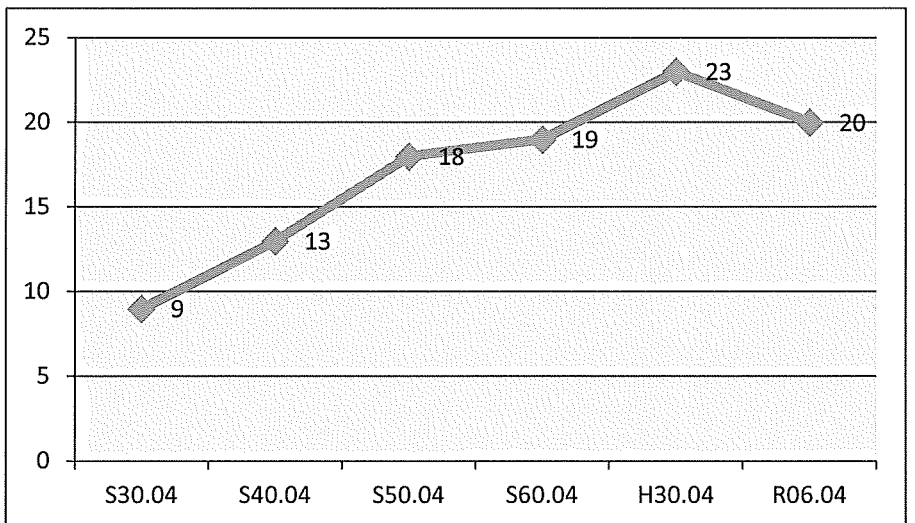


### 2 創設年(施設数の推移)

S30.04	9
S40.04	13
S50.04	18
S60.04	19
H30.04	23
R06.04	20

#### 施設の概要2

R6.4.1現在の県内の養護老人ホームは、生活保護法制度下に創設された施設が12施設、老人福祉法が制定されてからの施設が8施設となっています。



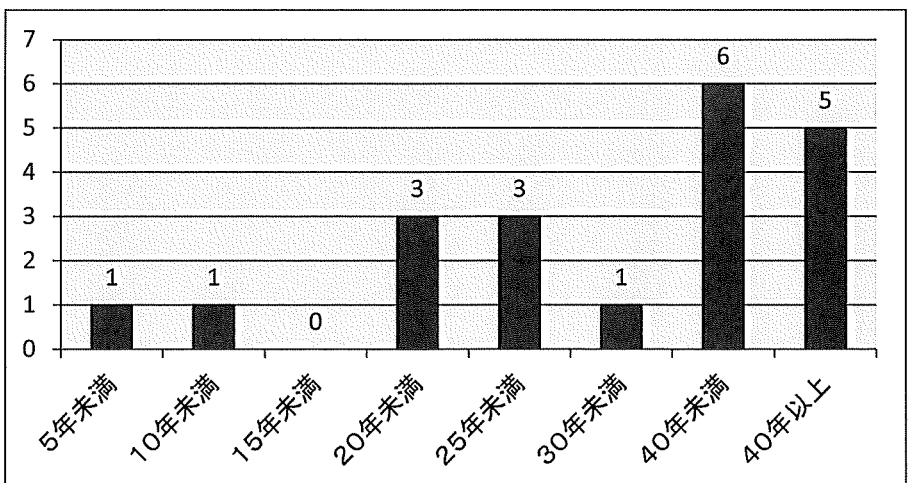
### 3 現建物経過年

R6.4.1現在

5年未満	1
10年未満	1
15年未満	0
20年未満	3
25年未満	3
30年未満	1
40年未満	6
40年以上	5

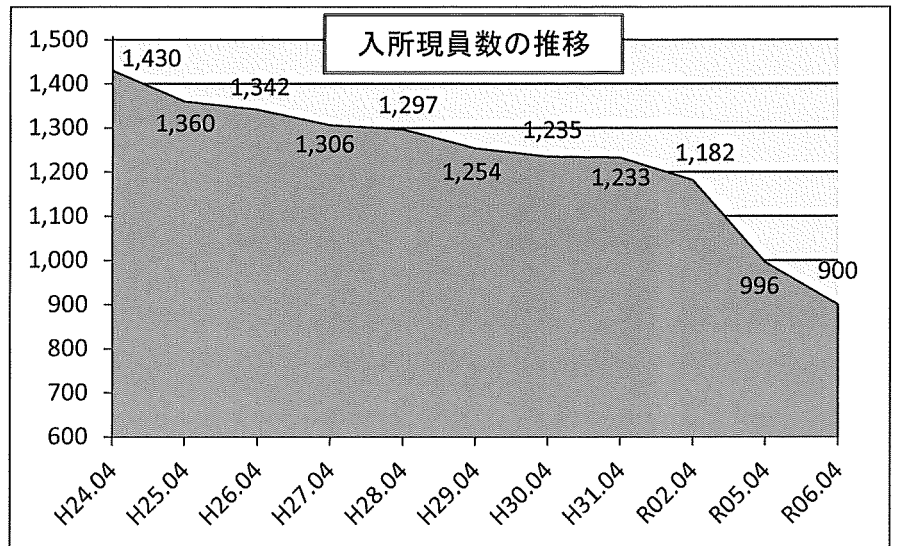
#### 施設の概要3

現建物の経過年数では、築30年未満の施設は9施設ですが、築30年以上の施設が11施設と全体の半数を占め、施設の老朽化が進んでいます。



#### 4 入所定員と現員数

H24 総定員	1,508	100%
R02 総定員	1,448	100%
R05 総定員	1,290	100%
R06 総定員	1,214	100%
H24.04	1,430	94.8%
H25.04	1,360	90.2%
H26.04	1,342	89.0%
H27.04	1,306	86.6%
H28.04	1,297	86.0%
H29.04	1,254	83.2%
H30.04	1,235	81.9%
H31.04	1,233	81.8%
R02.04	1,182	81.6%
R05.04	996	77.2%
R06.04	900	74.1%



##### 入所者の状況 1

令和6年4月1日現在、会員

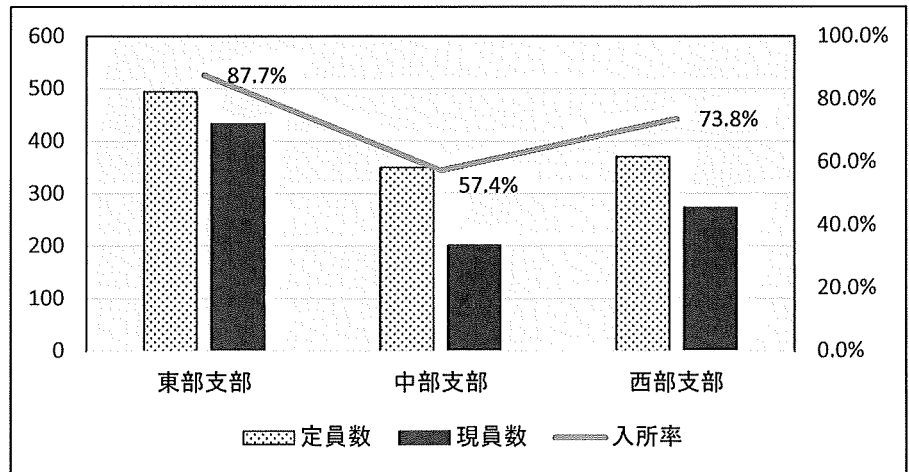
施設全体の定員は、前年の1,290人から76人減少し、1,214人となりました。これを入所率で見ると、平成24年では94.8%であったものが年々低下し、令和6年4月には74.1%となっています。今後も入所者数の減少により定員の減少と相俟って、入所率の低下に歯止めがかからない状況が予想されます。

#### 4-1 支部別入所定員と現員数

支部名	定員数	R6.7.1現在		前年度 入所率	増減
		現員数	入所率		
東部支部	494	433	87.7%	89.8%	-2.1%
中部支部	350	201	57.4%	64.8%	-7.4%
西部支部	370	273	73.8%	70.7%	3.1%
合計	1214	907	74.7%	76.3%	-1.6%

##### 入所者の状況 2

令和6年7月時点の支部別入所者の状況では、中部支部の入所率が57.4%と低く指定管理施設の経営に大きく影響していることがうかがえます。東部支部が前年度に比べ3.1ポイント増となっていますが、定員を減らした施設があるため、これを前年度の定員で見ると1.1ポイントの減となります。年々入所率が低下しており、高齢者のセーフティネットの維持のためにも措置権者である各市町の支援が望まれるところです。

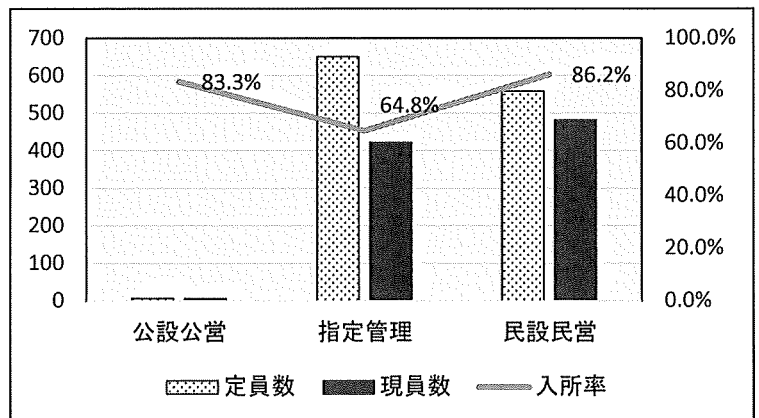


#### 4-2 経営形態別入所定員と現員数

経営形態	定員数	R06.7.1現在	
		現員数	入所率
公設公営	6	5	83.3%
指定管理	650	421	64.8%
民設民営	558	481	86.2%
合計	1214	907	74.7%

##### 入所者の状況 3

入所率の経営形態別では、公設公営は定員を減少変更した結果83.3%ですが、今年度中に廃止となります。指定管理は64.8%と前年の68.4%に比べ3.6ポイント減少しました。民設民営は86.2%と前年の85.0%に比べ1.2ポイント増加していますが、定員を減少変更した施設があるためです。

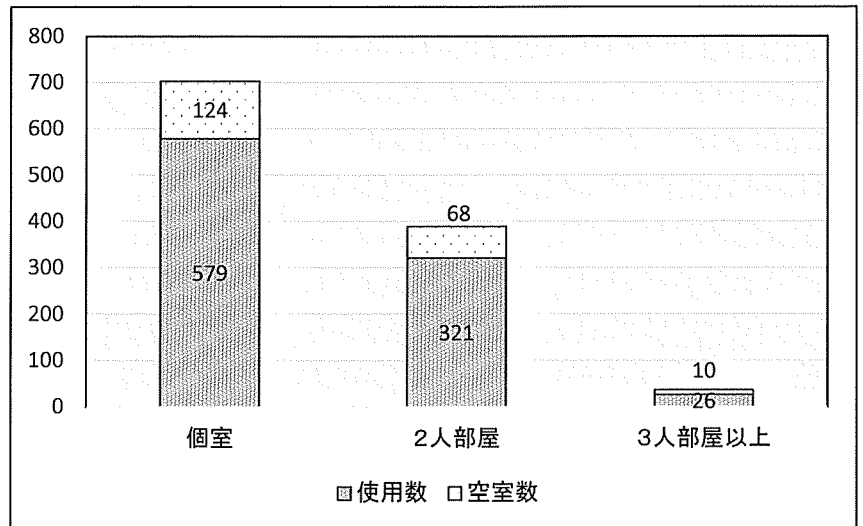


## 5 居室について

	使用数	空室数
個室	579	124
2人部屋	321	68
3人部屋以上	26	10

### 入所者の状況 4

居室状況は、建物経過年数からも分かるように、築20年未満の施設には個室が整備されていますが、築20年以上の施設では2人部屋が多くなっています。近年の傾向である入所者の多様化や重度化への対応が困難になっています。

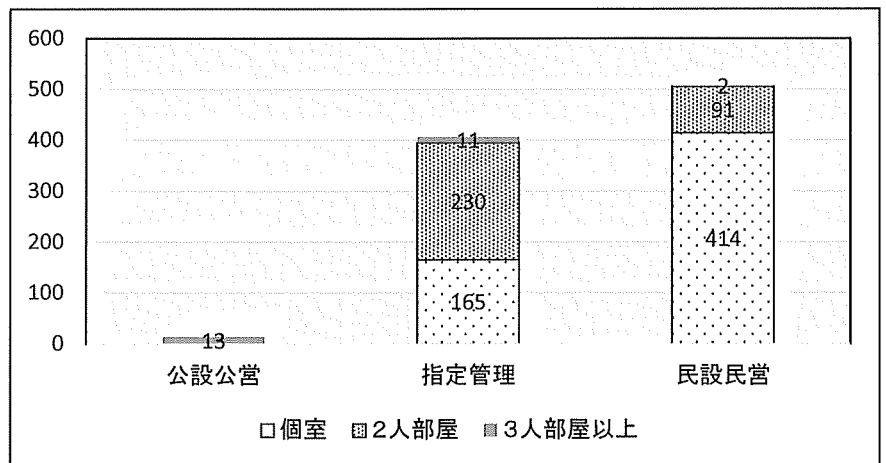


### 5 - 1 経営形態別居室

経営形態	個室	2人部屋	3人部屋以上
公設公営			13
指定管理	165	230	11
民設民営	414	91	2

### 入所者の状況 5

居室を経営形態別にみると、民設民営の施設では個室化が進んでいます。その一方で2人部屋が多い指定管理の施設では、老朽化が進行しているものの建替えに伴う個室化は進んでいません。また、指定管理施設にあっては、建替えに消極的な自治体が多いとの報告もあります。



## 6 個室化等

	なし	あり	個室化済
個室化予定	12	2	6
個浴の設置	10	11	
機械浴の設置	14	6	

## 7 職員配置

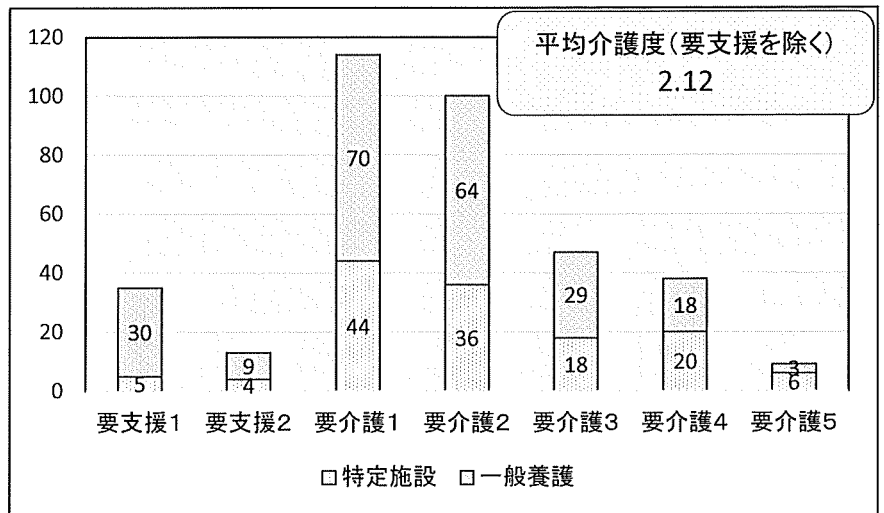
	総数	1施設平均
施設長	20	1.00
生活相談員	45	2.25
看護職員	32	1.60
支援員	198	9.90
栄養士・調理員	54	2.70
事務職員等	34	1.70
その他職員	44	2.20
合計	427	21.35

## 8 要介護度

	特定施設	一般養護
要支援1	5	30
要支援2	4	9
要介護1	44	70
要介護2	36	64
要介護3	18	29
要介護4	20	18
要介護5	6	3
合計	133	223
介3以上計	44	50

### 入所者の状況6

入所者現員数の約4割が介護度の認定を受けており、介護サービスを利用しています。そのうちの約3割は、要介護3以上です。

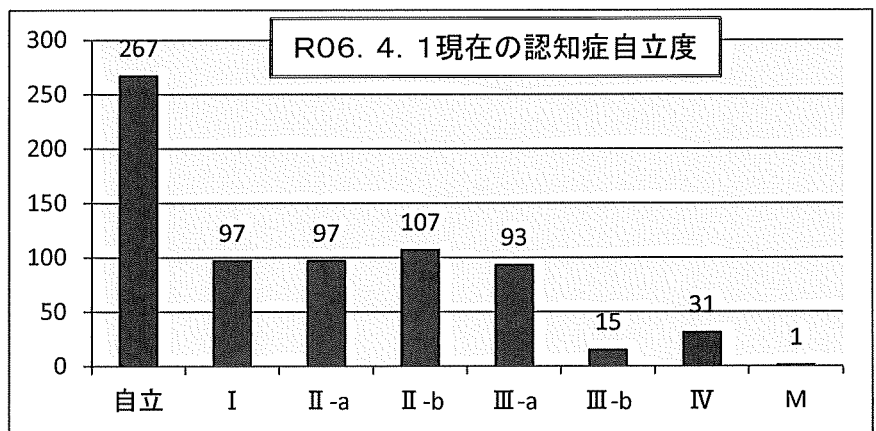


## 9 認知症自立度

	R06.4.1	← R05.4.1
自立	267	319
I	97	110
II-a	97	134
II-b	107	208
III-a	93	134
III-b	15	26
IV	31	20
M	1	3
認知症計	441	635
入所者割合	59.0%	66.6%

### 入所者の状況7

年々入所者数は減少していますが、認知症自立度をみると認知症入所者の割合は増加しており、重度化が進んでいます。

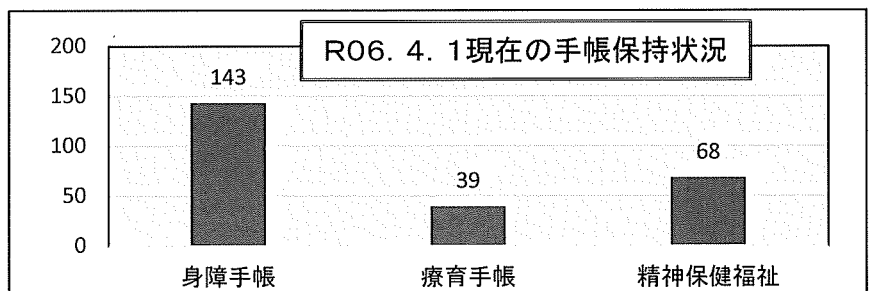


## 10 手帳保持

	R06.4.1	← R05.4.1
身障手帳	143	163
療育手帳	39	39
精神保健福祉	68	84
計	250	286
入所者割合	27.7%	28.7%

### 入所者の状況8

手帳保持者の割合は約3割で、大きな変化は見られません。

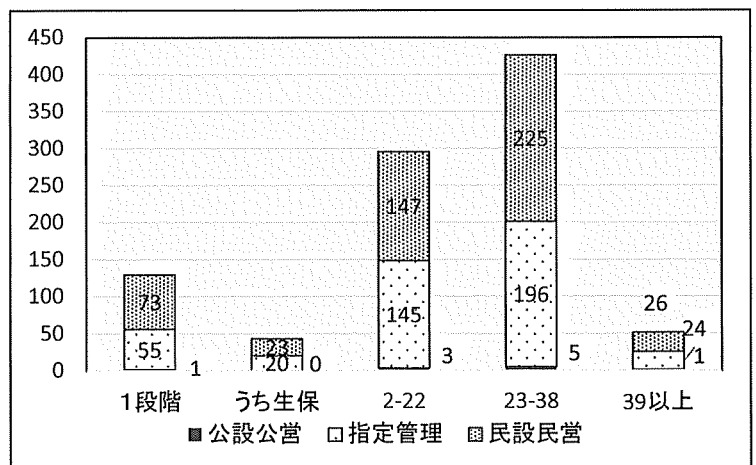


## 11 費用徴収

基準	公設公営	指定管理	民設民営
1段階	1	55	73
うち生保	0	20	23
2-22	3	145	147
23-38	5	196	225
39以上	1	24	26

### 入所者の状況8

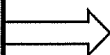
近年の入所者の収入状況をみると、ある程度の所得を有する者の人数が無年金者や低所得者の人数を上回る傾向があります。



12 契約入所について(R06.4.1現在)

12-1 未実施施設の今後の方向

経営形態	実施	未実施
公立	0	1
指定管理	0	11
民設民営	2	6
合計	2	18



経営形態	実施検討中	実施予定なし
公立	0	1
指定管理	2	9
民設民営	3	3
合計	5	13

13 給食について

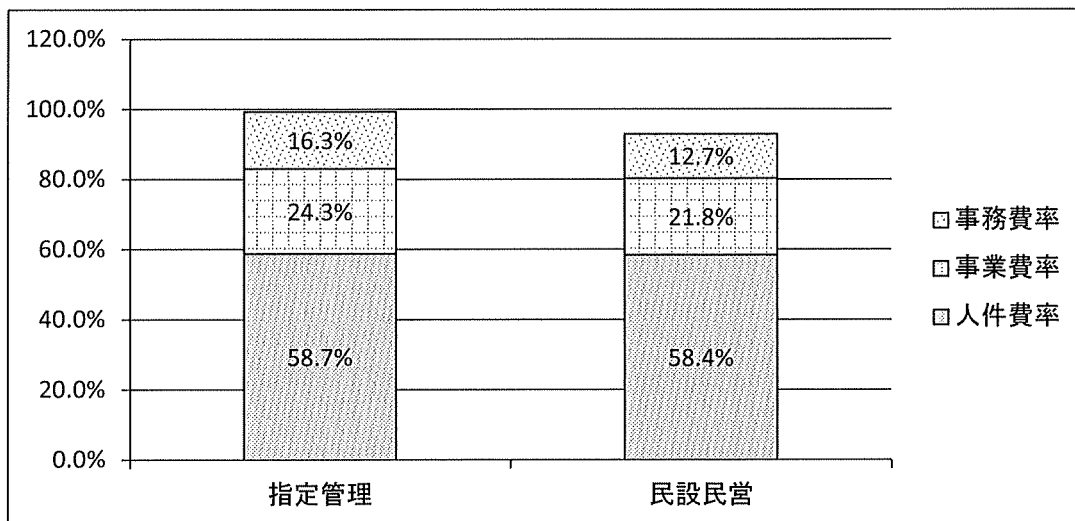
経営形態	直営	外部委託
公立	1	0
指定管理	2	9
民設民営	7	1
合計	10	10

14 介護記録ソフトについて

経営形態	導入済	未導入
公立	0	1
指定管理	5	6
民設民営	6	2
合計	11	9

15 経費率

経営形態	人件費率	事業費率	事務費率
指定管理	58.7%	24.3%	16.3%
民設民営	58.4%	21.8%	12.7%



経営状況

経費率では、人件費率が指定管理で58.7%、民設民営で58.4%となっています。資金収支差額をみると、指定管理施設、民設民営施設ともに多くの施設が繰越金や積立預金の取崩しにより補填しており、苦しい運営を強いられています。また、定員割れの施設がほとんどのなかで、指定管理施設では人件費（事務費）の補填がされている施設がある一方、補填がされていない施設もあり、今後指定管理に名乗り出る法人がなくなることも危惧されます。



# 令和6（2024）年度 養護老人ホームに対する実態調査票

市(区)町名

\*以下の設問では、特に指定がなければ令和6年4月1日現在としてお答えください。

令和6年7月1日現在の待機者数

名

貴市又は貴町は、養護老人ホーム入所判定会を単独又は複数市町での合同により開催をしていますか。 ※合同の場合は市町名をお答え下さい。

 (はい、いいえ)  


貴市又は貴町の令和5年度(4月1日～翌3月31日)の判定会開催回数をお答え下さい。

回

貴市又は貴町の令和5年度(4月1日～翌3月31日)の判定会のうち、書面審査又は持回り審査は？

回

貴市又は貴町の令和5年度(4月1日～翌3月31日)の新規入所者は何名ですか。

名

上記の新規入所者は何か所の施設に入所されましたか？

か所

貴市又は貴町の令和6年4月1日現在の被措置者は何名ですか？

名

貴市又は貴町の令和6年4月1日現在の措置をしている養護老人ホーム数は？

か所

貴市又は貴町の入所判定会の構成メンバーについて伺います。

- |                 |                          |                     |
|-----------------|--------------------------|---------------------|
| 1 保健所長          | <input type="checkbox"/> | チェック<br>☑して<br>ください |
| 2 精神科系医師        | <input type="checkbox"/> |                     |
| 3 内科系医師         | <input type="checkbox"/> |                     |
| 4 その他医師         | <input type="checkbox"/> |                     |
| 5 社会福祉士         | <input type="checkbox"/> |                     |
| 6 学識経験者         | <input type="checkbox"/> |                     |
| 7 民生児童委員        | <input type="checkbox"/> |                     |
| 8 社会福祉法人職員      | <input type="checkbox"/> |                     |
| 9 福祉事務所長        | <input type="checkbox"/> |                     |
| 10 養護老人ホーム施設長   | <input type="checkbox"/> |                     |
| 11 行政担当者(事務局除く) | <input type="checkbox"/> |                     |
| 12 その他( )       | <input type="checkbox"/> |                     |

\*12の場合( )もお答えください。

委員総数 名

消費税率改定(5%→8%及び8%→10%)に伴う措置費の改定等の対応を行いましたか？

・5%→8%	対応した <input type="checkbox"/>	だ さ い ☑チ ェ ッ ク し て く く	・8%→10%	対応した <input type="checkbox"/>	だ さ い ☑チ ェ ッ ク し て く く
	対応予定 <input type="checkbox"/>			対応予定 <input type="checkbox"/>	
	検討中 <input type="checkbox"/>			検討中 <input type="checkbox"/>	
	対応予定なし <input type="checkbox"/>			対応予定なし <input type="checkbox"/>	

介護職員処遇改善に係る、老人保護措置費の支弁額等の改定について伺います。

①令和4年の9,000円、②令和6年の6,000円(又は事務費の合計×1.16%)について、それぞれ支弁額の改定を行いましたか？

*令和6年7月1日現在としてお答えください。	①令和4年	改定した <input type="checkbox"/>	だ さ い ☑チ ェ ッ ク し て く く	②令和6年	改定した <input type="checkbox"/>	だ さ い ☑チ ェ ッ ク し て く く	
	9,000円	改定予定 <input type="checkbox"/>			6,000円		改定予定 <input type="checkbox"/>
		検討中 <input type="checkbox"/>					検討中 <input type="checkbox"/>
		改定予定なし <input type="checkbox"/>					改定予定なし <input type="checkbox"/>

光熱水費の増加等に伴う一般生活費の増額(1,824円)を行いましたか？  
 ＊令和6年7月1日現在としてお答えください。

改定した	<input type="checkbox"/>	☑ チェック してください
改定予定	<input type="checkbox"/>	
検討中	<input type="checkbox"/>	
改定予定なし	<input type="checkbox"/>	

介護職員以外の賃上に伴う事務費の増額(+0.61%)を行いましたか？  
 ＊令和6年7月1日現在としてお答えください。

改定した	<input type="checkbox"/>	☑ チェック してください
改定予定	<input type="checkbox"/>	
検討中	<input type="checkbox"/>	
改定予定なし	<input type="checkbox"/>	

貴市又は貴町の措置者の状況について伺います。

要支援 1	<input type="text"/>	名
要支援 2	<input type="text"/>	名
要介護 1	<input type="text"/>	名
要介護 2	<input type="text"/>	名
要介護 3	<input type="text"/>	名
要介護 4	<input type="text"/>	名
要介護 5	<input type="text"/>	名

身体障害者手帳保持者	<input type="text"/>	名	
精神保健福祉手帳保持者	<input type="text"/>	名	
療育手帳保持者	<input type="text"/>	名	
＊令和6年4月1か月の通院実人数 本人不同行で薬のみ処方含む	精神科医通院者	<input type="text"/>	名
触法高齢者	<input type="text"/>	名	
DV関連者	<input type="text"/>	名	

措置費に加配職員分の加算等を実施していますか？  
 ＊事務費の定員分支給など実人数超支給を除く。

<input type="checkbox"/>
--------------------------

貴市又は貴町の過去1年間の判定会での入所理由についてお答え下さい

家族関係調整(虐待以外)	<input type="text"/>
家族等による虐待	<input type="text"/>
退院後戻る家が無い	<input type="text"/>
借家からの強制退去	<input type="text"/>
触法経験あり(刑事罰等)	<input type="text"/>
精神障害(認知症含む)	<input type="text"/>
知的障害	<input type="text"/>
身体障害	<input type="text"/>
その他	<input type="text"/>

(人数でお答え下さい)

貴市又は貴町の被措置者の内、過去1年間の退所理由についてお答え下さい

元の住居で独居	
元の住居で家族同居	
新たに一般賃貸住宅に独居	
新たに高齢者向け住宅に独居	
特養に移行	
老健に移行	
介護保険施設以外の福祉施設に移行	
入院(措置切れ)	
死亡	
その他	

(人数でお答え下さい)

ここからは、貴市又は貴町が指定管理契約をしている施設がある場合ご回答下さい。

特定施設としての指定を受けていますか？

(はい、いいえ)

「短期入所管理指導等」以外のサービスを認めていますか？  
(契約入所事業を想定)

(はい、いいえ)

緊急一時入所を指定管理施設に依頼をしていますか？

(通常の短期入所手続を経ずに緊急依頼「DV・警察等による緊急保護等」を想定)

(はい、いいえ)

事務費には、実人員分ではなく、定員分支給等何らかの加配支給をしていますか？

(はい、いいえ)

現在の契約期間満了後も、指定管理契約を継続予定ですか？

(指定管理募集事務後の結果次第の場合「はい」としてお答え下さい)

(はい、いいえ)

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会

養護老人ホーム実態調査へのご協力をお願い

静岡県老人福祉施設協議会養護委員会では、本年度においてもこれまで同様に  
会員施設の実態調査を実施することとなりました。

この調査は、各施設における今後の対応の参考とするとともに、当会として  
市町への要望等を踏まえ静岡県への提供資料として活用してまいります。

つきましては皆様のご協力をお願いいたします。

なお、調査票は「基本調査」と「財務状況①」「財務状況②」の3種類です。

返信先 engetu@ai.tnc.ne.jp まで

7月22日(月)までにメールでのご回答をお願いします。

・  の欄へご回答下さい。

施設名	<input type="text"/>
設置主体	<input type="text"/>
運営主体	<input type="text"/>
施設開設年	<input type="text"/> 年
受託・指定管理年	<input type="text"/> 年
特定施設指定の有無	<input type="text"/>
契約入所の有無	<input type="text"/>

令和6年4月1日現在の入所定員についてお答え下さい  
入所定員  名

入所者数の推移についてお答え下さい。

令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和6年7月1日
<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名	<input type="text"/> 名

入所待機者（入所依頼書受領済みの待機者）はいますか？

- いる  名
- いない

貴施設の居室の室数をご記入下さい

	室数	うち空室数
個室	<input type="text"/> 室	<input type="text"/> 室
2人部屋	<input type="text"/> 室	<input type="text"/> 室
3人以上部屋	<input type="text"/> 室	<input type="text"/> 室
合計	<input type="text"/> 0 室	<input type="text"/> 0 室

今後個室化する予定はありますか？

- 具体的な計画がある
- 検討している
- 予定はない又は既に個室化してある

静岡県老人福祉施設協議会 養護委員会

個浴の設置について

- 設置してある
- 併設・隣接施設などの設備が常時使用できる
- 設置していない

機械浴の設置について

- 設置してある
- 併設・隣接施設などの設備が常時使用できる
- 設置していない

現在の建物について

構造	
階層	階

建替え計画について

- 建替え計画がある
- 検討中
- 当分の間はない
- その他 (建替えができない問題点等)

--

貴施設の職員数（非常勤を含む） 令和6年4月1日 現在

職種	施設長	生活相談員	看護職員	介護職員 支援員	栄養士 調理員等	事務職員等	その他職員	合計
人数								0

入所者の状況について  
要介護度

自立	
要支援 1	
要支援 2	
要介護 1	
要介護 2	
要介護 3	
要介護 4	
要介護 5	

認知症高齢者の日常生活自立度別人員

自立	
I	
II-a	
II-b	
III-a	
III-b	
IV	
M	

身体障害者手帳保持者	
療育手帳保持者	
精神保健福祉手帳保持者	

所得状況

費用徴収基準 1 段階	
うち生活保護受給者	
費用徴収基準 2 段階～ 2 2 段階	
費用徴収基準 2 3 段階～ 3 8 段階	
費用徴収基準 3 9 段階以上	

*費用徴収基準月額	1 段階	0円
	2 段階	1,000円
	2 3 段階	39,800円
	3 8 段階	81,100円

給食について

直営

外部委託

介護記録ソフトについて

導入済  ソフト名( )

未導入

引き続き

財務状況調査にもご記入をお願いします

記入

左記の色の部分に  
ご記入下さい

1 令和5年度事業収支状況について (単位：円)

		勘定科目	決算額
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	
		老人福祉事業収入	
		その他の事業収入	
		経常経費寄附金収入	
		受取利息配当金収入	
		その他の収入	
		事業活動収入計(1)	0
	支出	人件費支出	
		事業費支出	
		事務費支出	
		支払利息支出	
事業活動支出計(2)		0	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	0
施設整備等による収支	収入	施設整備等寄附金収入	
		設備資金借入金収入	
		施設整備等収入計(4)	0
	支出	固定資産取得支出	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	
		その他の施設整備等による支出	
		施設整備等支出計(5)	0
			施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	
		その他活動収入計(7)	0
	支出	積立資産支出	
		その他の活動支出計(8)	0
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0
		予備費支出(10)	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0

2 事務費（人件費等）補助金について  
事務費（人件費等）について各市町より補助金の有無についてご回答下さい

有    
無

有とお答えの施設にお伺いします。

定員数  人  
 最低保障人員(指定管理該当施設)  人  
 補助金名目   
 令和5年度受入金額  円



左記の色の部分にご記入下さい

1 令和5年度事業活動計算書について (単位：円)

		勘定科目	決算額
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	
		老人福祉事業収益	
		その他の事業収益	
		経常経費寄附金収益	
		サービス活動収益計(1)	0
	費用	人件費	
		事業費	
		事務費	
		減価償却費	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	
		サービス活動費用計(2)	0
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	0	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	
		その他サービス活動外収益	
		サービス活動外収益計(4)	0
	費用	支払利息	
		その他のサービス活動外費用	
	サービス活動外費用計(5)	0	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	0	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	0	
特別増減の部	収益	施設整備等寄附金収益	
		その他の特別収益	
		特別収益(8)	0
	費用	固定資産売却損	
		その他の特別損失	
	特別費用計(9)	0	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	0	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	0
		基本金取崩額(14)	
		その他の積立金取崩額(15)	
		その他の積立金積立額(16)	
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	0



